

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

伊勢市教育委員会

委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第 1 号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「図書館 観光文化会館」を削る。

第 4 条第 1 項文化振興課の部文化振興係の項中第 9 号を第 13 号とし、第 8 号を第 12 号とし、第 7 号の次に次の 4 号を加える。

- (8) 伊勢図書館の総合計画及び維持管理に関する事。
- (9) その他伊勢図書館に関する事。
- (10) 観光文化会館の運営計画及び維持管理に関する事。
- (11) その他観光文化会館に関する事。

第 4 条第 1 項文化振興課の部中伊勢図書館の項及び観光文化会館の項を削る。

第 5 条中「図書館及び観光文化会館に館長を置く。」を「小俣図書館に館長を、」に改める。

第 6 条第 4 項中「館長」を「小俣図書館長」に、「図書館」を「小俣図書館」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市事務決裁規程（平成 17 年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 の(4)の表を次のように改める。

(4) 障害福祉課

事項	市長	専決区分			備考
		助役	部長	課長	
1 障害者基本計画に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関すること。			重要	軽易	
3 身体障害者手帳の交付に関すること。					
4 身体障害者日常生活用具給付事業の実施に関すること。					
5 障害者自立支援事業の実施に関すること。					
6 療育手帳の交付に関すること。					
7 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。					

8 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の認定及び却下並びにこれらの額の改定及び受給事由の消滅に関する事					
9 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の受給者に係る変更（これらの手当の額の改定に係るものを除く。）に関する事					

別表第2の6の(6)の表に次のように加える。

15 虚弱高齢者の介護予防に関する事					
16 介護予防のケアマネジメントに関する事					
17 高齢者等への総合相談・支援に関する事					
18 地域ケア支援に関する事					
19 指定介護予防支援に関する事					

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 21 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 18 年 3 月 23 日

伊勢市長職務代理者伊勢市助役 阿形次基

- 1 招集の日時 平成 18 年 3 月 30 日（木）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 1 階大会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 18 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 17 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 2 号）
議案第 3 号 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部改正について
議案第 4 号 伊勢市岡本町財産区議会の議員の公務災害補償等に関する条例の全部改正について

伊勢市告示第 22 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 18 年 3 月 23 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1719			
警 告 書 は り 付 け 日	平成 18 年 1 月 11 日			
放 置 場 所	伊勢市宇治浦田 1 丁目地内 街路広場			
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メーカ名	トヨタ	塗 色	黒色
	車 名	マーク	自動車登録番号	福岡 54 て・351
	型式・種別	E-GX81・小型	車 台 番 号	GX81-3277443

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係
(電話 0596 - 21 - 5589)

伊勢市告示第 23 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
光の街区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 18 年 3 月 24 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 條 幸 久

伊勢市二見町光の街 1006 番地 5

変更後 永 井 意 捷

伊勢市二見町光の街 1020 番地 1

伊勢市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 18 年 3 月 24 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 名称

上條区自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館、倉庫等施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

3 区域

本会の区域は、伊勢市御園町上條 154 番 35、1169 番 2、1169 番 23、1169 番 24、1211 番 6、1244 番、1319 番、1349 番 1、1350 番 1、1387 番 1、1404 番 1、1469 番 1、1469 番 4、1469 番 5、1471 番、1473 番を除く伊勢市御園町上條の全区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、伊勢市御園町上條 88 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中村 茂

伊勢市御園町上條 1169 番地 55

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法(明治 29 年法律第 89 号)第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得たとき。

9 認可年月日

平成 18 年 3 月 20 日

伊勢市告示第 25 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 3 月 28 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	桧尻川 2 号線	船江 2 丁目 1623 番 2 から 船江 2 丁目 1625 番 3 まで	旧	5.0 ~ 5.0	120.0
			新	7.5 ~ 7.5	170.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 26 号

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 411 条第 1 項の規定により、平成 18 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市告示第 27 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 18 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 縦覧期間

平成 18 年 4 月 3 日（月）から 5 月 1 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、本庁課税課のみ月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課及び各総合支所税務課

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 3 月 23 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
256	栗原左官	度会郡南伊勢町船越 773 番地	平成 18 年 3 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 3 月 23 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
237	小川住設	鈴鹿市白子町 1689 番地 3	平成 18 年 3 月 17 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 3 月 27 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
257	小川住設	鈴鹿市白子町 1689 番地 3	平成 18 年 3 月 17 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 3 月 29 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
238	かわべ	伊勢市宇治浦田 3 丁目 52 番 3 号	平成 18 年 3 月 24 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 事業者名 | 松本厨房住設 |
| 2 | 所在地 | 伊勢市小俣町本町 590 番地 |
| 3 | 廃止年月日 | 平成 18 年 3 月 24 日 |

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき、水道料金等の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 3-605 号

株式会社タカダ 中部営業所

2 委託期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 13 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 18 年 3 月 27 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

名 称	位 置	区 域(m ²)
五十鈴ヶ丘南公園	伊勢市中村町字扶持部 302 番 137 及び字桶子 325 番 291	180.00
藤里公園	伊勢市藤里町字丸山前 665 番 12 及び 665 番 15	203.00
磯 1 号公園	伊勢市磯町字コウ田 1848 番 3	149.00
蓮台寺公園	伊勢市勢田町字瀧ノ口 49 番 70	831.00
里中 2 号公園	伊勢市勢田町字里中 103 番 35	274.00
野依ふれあい公園	伊勢市西豊浜町字田垣外 79 番 2、89 番 2、90 番、95 番 3 及び 96 番 3	3345.00
下野公園	伊勢市下野字江川田 195 番 1、196 番 1、197 番 1 及び 198 番 1	1377.00
みなと公園	伊勢市大湊町字野川原新田 264 番 156	261.00
かみやしろ公園	伊勢市神社港字北小路 152 番 1、153 番 1、153 番 3、154 番、241 番、241 番 2 及び 242 番	345.92
藤ヒルズ公園	伊勢市藤里町字七曲リ 189 番 86	1071.00
大湊浜ニュータウン公園	伊勢市大湊町字浜新地 490 番 34 及び 490 番 35	453.00
さくら団地公園	伊勢市上地町富岡字北沖 295 番 45	708.00
エバーグリーン船江公園	伊勢市船江四丁目 1438 番 40	306.00

供用開始の期日 平成 18 年 3 月 27 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 14 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

名 称	位 置	区 域(m ²)
三角公園	伊勢市中島一丁目 704 番 1	426.00

供用開始の期日 平成 18 年 3 月 31 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

農用地利用集積計画(利用権設定)

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	6,013 m ²	1 年
1 人	1 人	3,181 m ²	2 年
7 人	6 人	21,538 m ²	5 年
4 人	3 人	8,170 m ²	6 年
1 人	2 人	6,911 m ²	10 年

17監第 343 号
平成18年3月31日

伊勢市監査委員	小 松 尚 平
同	浦 野 卓 久
同	世古口 新 吾

平成17年度随時監査結果報告

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成17年度随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知してください。

平成 17 年 度

随 時 監 査 結 果 報 告

伊 勢 市 監 査 委 員

1 監査実施日

平成18年2月17日(金)

2 監査の対象

次に掲げる平成17年度施工途上の工事2件

二俣3丁目住建第1号 二俣団地市営住宅改築工事(第2期)

村松町統合第10号 集道13号工事

3 監査を実施した監査委員

小松 尚平

浦野 卓久

世古口 新吾

4 監査の方法

協同組合総合技術士連合から派遣された工事に関する専門的知識を有する技術士が主となり、各工事の計画・設計・積算・契約・施工・管理及び監理(監督)等について書類監査及び現地監査を実施した。

5 監査の結果

工事関係書類はよく整理ができていた。請負業者の工事関係書類も工事の進捗に合わせて整理ができていた。

技術調査の結果は総括的に良好であり、評価できるものであると判断した。

以下、工事別に述べることにする。

二俣3丁目住建第1号 二俣団地市営住宅改築工事(第2期)

- 1 担当部課 都市整備部建築住宅課

- 2 工事概要

(1) 工事場所 伊勢市二俣3丁目地内

(2) 工事内容

【建物概要】

- ・構造 鉄筋コンクリート造 3階建
- ・建築面積 374.46㎡
- ・延床面積 981.69㎡
- ・内容 住宅18戸、自転車置場、フェンス、植栽等
3DK(6戸): 和室(6畳×1室)
洋室(6畳×1室、5.5畳×1室)
炊事室兼食事室
洗面脱衣室・浴室・便所
玄関・押入・物入・バルコニー
2DK(12戸): 和室(6畳×1室)
洋室(6畳×1室)
炊事室兼食事室
洗面脱衣室・浴室・便所
玄関・押入・物入・バルコニー

(3) 設計業務委託業者

1級建築士事務所 木村設計 木村修一

(4) 監理業務委託業者

1級建築士事務所 西井設計 西井洋一

(5) 工事請負業者

- ・建築工事 株式会社 宮本組
- ・電気設備工事 守田電気工業 有限会社
- ・給排水設備工事 株式会社 野村水道工業所

(6) 工事費

- 合計 207,716,250円(消費税込)
- ・建築工事 162,776,250円
- ・電気設備工事 18,112,500円
- ・給排水設備工事 26,827,500円

(7) 工事期間

- ・建築工事 平成17年7月5日～18年5月31日
- ・電気設備工事 平成17年8月26日～18年5月31日
- ・給排水設備工事 平成17年8月26日～18年5月31日

(8) 工事進捗状況

計画出来高44.2%、実施出来高40.6%(平成18年1月末日時点)

- 3 総括所見

二俣団地市営住宅改築工事（第2期）に関する技術調査の結果、特記仕様書をはじめとする設計図書、積算から契約発注の手続きに至る関係書類はよく整っており、施工監理業者から求めた書類、各種打ち合わせ記録など、実施された工事のプロセスをたどる上で必要な書類は良く整理保管されていた。

設計委託手続きが設計業務と監理業務が明確に分離されていること、これを前提に作成された特記仕様書と公平な入札制度は、市民から納得されるものと評価する。

作業所の工事も着工以来、的確な監理の下で問題なく進捗が図られたと推察され、品質、コスト、工程、安全の全般にわたりよく管理された状態にあった。

4 工事着手前作成に関する所見

(1) 計画及び設計方針

二俣団地市営住宅は、東西に6mの段差のある敷地に建つ木造住宅の団地であった。平成15年度着手の第1期工事（20戸）が15・16年度完成入居済である。第2期工事は当初計画における立ち退き問題で残された部分をまとめ、既設改良住宅の住環境を整備することを目的として行われ以下の点に重点をおいた計画が行われている。

入居を待つ権利者のために必要な18戸を増築し、その1階部分に自転車置場を新設する。

増築棟と既存の住戸とはコミュニティ形成の観点から廊下で接続し一体化を図る。

緑地を整備するとともに、ゴミ置場、駐車場の整備を通じて、住環境の改善を図る。

設備機器についてもランニングコストを評価し、バランスよい計画を行う。これらの計画及び設計方針は適切なものと評価できる。

(2) 調査

既設住宅の通路部分において行われた当該住宅直下4箇所のボーリングによる土質サンプリングと、標準貫入試験データによれば、軟弱な表土の下、深度10m付近に砂礫層があり、適切な支持杭により十分な支持力が期待できることを確認している。

(3) 設計

設計根拠及び準拠した指針は、建築基準法及び同施行令等に拠っていた。

基礎地業の工法については、適切な設計と判断する。

構造計算書には各階荷重計算のプロセスから丁寧に記載されている。

傾斜する街路に面する計画上の困難さを逆に活かし、1期の4階建てに対し、

2期は3階建てとし、2棟間の繋がりを確保している。

バリアフリーの観点から、1期棟と共用できるエレベータ、障害を持つ住民を受入れられるための住戸の工夫、一般の各住戸にも手摺りを3箇所設置したバスルームなど、高齢者や弱者の保護に積極的に努力している。

(4) 積算

積算歩掛、単価、数量計算について問題点はなかった。公共工事の積算として、適切な積算方法と内容であると判断した。

(5) 契約

必要書類(契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人選任届、監理技術者選任届、主任技術者選任届、及びその資格者証)は完備できており、その内容は適正であった。

- 5 工事着手後作成の書類に関する所見

(1) 施工計画書

ISO9000S認証を取得した企業として「施工計画作成規定」を作成し、提出しているが、具体的な当工事の内容とマッチした書式による全体施工計画書として、仮設工事から始まる元請けが計画する事項と、協力会社(1次下請け)に作成を義務付ける施工計画書(要領書)を明確にした内容であるものを整備させたい。

杭工事・鉄筋工事・コンクリート工事は施工要領が段階毎に詳細に作成されており、必要事項を項目別に記述しており、その内容は適切であった。

産業廃棄物処理計画(委託契約書、処分業許可証、収集運搬業許可証、運搬経路図、マニフェスト)が整理できていた。

施工業者が中間処理場及び最終処分場の実態を把握しているか確認されたい。着工に際し環境担当課と連携をとり、その処理能力、残余受入可能量などを把握しておくことも重要である。

現場では、施工体制台帳、施工体系図及び工程表など、現時点までの追跡修正されたものが用意されていた。

下請負契約書は揃っており、注文書(金額記載)請書のファイルが整備されていた。

今回は、体系図に記載された1次下請け業者と施工計画書(要領書)提出状況を対比して確認することができなかったが、監理者は提出時期の把握と、業者能力掌握のためにも体系図を活用されたい。

屋根工事、ウレタン吹き付け断熱工事など品質保証や安全管理上重要な工事では下請け業者の姿勢と技術力の開示を行わせるためにも、適切なタイミングで施工計画書(要領書)の作成・提出を求められたい。

(2) 施工管理

品質管理(セメント、骨材、鉄筋接合箇所の超音波探傷など)、工事記録(日報)、工事写真、納品伝票などの整理状況は適切に行われていると判断した。

鉄筋圧接部は超音波探傷によって、1ロットにつき30箇所の検査が行われ、第1回から第6回まで累計180箇所について、全数合格の報告書を確認した。圧接工事は、資格を有する単一の技術者が実施しており、確かな施工と評価する。

材料受入検査の写真に立会い者の顔が写し込まれているのは好ましい。

写真に日付のないのは事実の記録として不備である。コンクリート受入検査とその試験に関する立会い写真を除く全てになかったが、黒板に日付欄を設けられたい。

工程表は月次フォローアップされ、週間・月間工程表、工事記録写真、工事記録、工事日報などの資料は工事の進捗に応じて整理ができていた。

(3) 監理監督と現場の意思疎通

2週間に1回実施する定例会議で適宜情報が交換され、工程調整、設計並びに施工に関する調整と確認は適切に行われているものと判断される。

- 6 工事現場の現況に関する所見

外部メッシュシートが僅かの皺・隙間もなくびんと張られていた。外部足場は正しくつなぎが取られ、何れの建て地も垂直が維持されている。

安定した敷板上のジャッキベース・正しく留めた筋交い、枠組足場を用い、管理の行き届いていることが覗える。

足場上には余剰材料の放置は見られなかったが、1階外部、足場と外壁の間にシートを開いたままの内装用木材が目についた。

建築・電気・給排水各社建設業の許可証をはじめ、必要な工事看板が掲示されている。その仮囲いはクサビ式パイプで組み、3mの高さまで綺麗にメッシュシートを貼ってある。道路からの距離、工事の規模、高さなど勘案して決めた経済的で適切な仮設と思われる。

3階(屋上勾配屋根)コンクリートを打設後2週間経過で、1階では電気・給排水の配管工事が終わり、壁、床の内装下地(金属工事)が、2階では全戸に渡り外部に面する壁の断熱材の吹き付け作業が行われていた。3階はコンクリートの養生期間中で勾配の床版型枠が残され、支保工サポートが維持されている。壁型枠と支保工の繋ぎ材が取り除かれ、不用材がないので歩きやすい。

(1) 工程管理

最上階コンクリート完了後3箇月半残されている当工事は、設備工事・仕上げ工事が順調に始まっており、無理をすることなく竣工を迎えることができると判

断する。

(2) 安全衛生管理

施工体系図と組織図を兼ねて記述した表が現場事務所入り口に掲げられている。作業員の喫煙休憩は一切工事中建屋内で行わせず、事務所の下に設けられた休憩所で取るよう徹底している。本日就労作業員は12名、無事故無災害を維持しており、全工期無災害を目指して取り組まれている。

消火器の配置が外部の目立たないところに1箇所のみ配置されているが、ウレタン吹き付け工事の行われている現在、各階、通路階段前辺り、誰の目にも付くところに配置されたい。

吹き付け工事の行われている住戸の入り口には「火気厳禁」の表示を、また、吹き付けの完了した壁面には、将来改修工事中の火災防止に備えた表示を済ませた上で内装材の取り付けをお願いしたい。

北面3階に仮設材揚げ降ろし用のステージが設けられ、型枠材の一部が乱雑に置かれていたが、ここに至る昇降路、手摺りなどを完備されたい。最上階支保工の解体が行われる2週間後に備え、墜落防止と材料の飛散防止措置は緊急課題と言える。

(3) 廃棄物処理

現場における建設廃棄物の分別を収集運搬業者に積極的に行わせたい。産業廃棄物の収集運搬及び処理が適正に実施されている状況は、マニフェスト票の管理・整備の状態を説明してもらい確認した。

(4) その他施工管理面から

屋上屋根下地の左官工事が最盛期にある。そのモルタルミキサーが駐輪場付近に設置され、近くに仮設給水栓が準備されているが、汚水処理と排水枘はなく、地中に浸透している。材料の砂は土間に山積みされ、山裾の材料はモルタルにまみれていた。モルタルの洗い水は、靴裏を経て現場の床を汚し、車を経て道路を汚すばかりでなく、都市施設の側溝や下水管に沈着する難物である。モルタル混練場の配置計画は元請企業の施工計画書の中で明記させ、左官工事業者に連帯して守らせたい。

断熱材吹き付け中の2階において、雑排水・汚水排水管他、外壁を貫通するパイプ廻りの詰め物が未施工であるが、端部をウレタンが被っているので、注意深い施工確認が望まれる。コンクリートブロック積壁の下部を切り、複数の給水・給湯管を通していているが、適切なモルタル詰めと補強を講じられたい。

パイプスペースの部屋内側は軽量金属下地でボード貼りとなるが、汚水排水管が下地と接触している部分がある。排水時の振動音が懸念されることから、全室点検し、間仕切りから離すよう指導されたい。

村松町統合第10号 集道13号工事

- 1 担当部課 産業部農林課

- 2 工事概要

(1) 工事場所 伊勢市村松町地内

(2) 工事内容

土工 一式

排水構造物工 L=1240m

自由勾配側溝 (無騒音型 300×300~1000) L=287.3m

自由勾配側溝 (無騒音型 400×400~900) L=320m

自由勾配側溝 (無騒音型 500×500) L=177m

土留自由勾配側溝 (無騒音型 300×300~1100) L=243.2m

土留自由勾配側溝 (無騒音型 400×900~1000) L=97m

土留自由勾配側溝 (無騒音型 500×900) L=18m

横断側溝 (300×400~900) L=16m

横断側溝 (400×400~900) L=27m

横断側溝 (500~800) L=4.5m

横断側溝 (600~900) L=4m

函渠工 (800×800) L=62m

集水桝 7基

付帯工 一式

(3) 設計・監理業務 産業部農林課

(4) 工事請負業者 大仲建設 株式会社

(5) 工事費 46,162,200円 (消費税込)

(6) 工事期間 平成17年9月30日~18年3月15日

(7) 工事進捗状況

計画出来高90%、実施出来高50% (平成18年2月17日時点)

約2箇月の遅延

- 3 総括所見

農村総合整備統合補助事業集道13号工事に関する技術調査の結果、特記仕様書をはじめとする設計図書、積算から契約発注の手続きに至る関連書類はよく整っており、施工監理上業者から求めた書類、各種打ち合わせ記録など、実施された工事のプロセスをたどる上で必要な書類はよく整理保管されていた。

現場の工事は沿線の地権者・事業者との協調が無ければ遂行は不可能で、着工

以来、施工品質の確保と工期内完成を目指し努力されているが、期間中2箇月に亘る工事中止を余儀なくされている。現在工期延長の手続き中であるが、中止になった期間に相当する工期の延長で完成が可能とされている。

厳しい状況下、現場では関係者が協力し合って、安全の確保・品質確保・工事進捗に努め、市民からの要望に応える努力が行われている。

4 工事着手前作成に関する所見

(1) 計画及び設計方針について

当計画は、平成12年度から10年間に亘って農林水産省の行う「農村統合事業」の一環として実施されるもので、平成15年度から4箇年(測量も入れ)の計画で実施されている。対象となる道路は、古くから田園を東西に走る生活道路として活用され、明野8号線として市道認定されているが、国道23号線の整備に伴い、広大な農地が南北に分断されて以降、当該地域における降雨時の冠水が頻繁に発生するようになった。その度に通行止めを余儀なくされ、改善が求められたところである。

元来当該道路には側溝が無く、平坦な土地に大延長の側溝での排水が困難な地形にあって、深度の大きい自由勾配側溝を両側に設け、道路の冠水を回避し、事業者・住民・道路利用者の便益を回復することを目的として計画が行われている。

(2) 調査

計画路線周辺の現地踏査により現状水路、地形状況、土地利用状況など調査が行われ、流域範囲が2500分の1の地形図に記されている。北側流域について、大半が敷地造成され、路面に舗装が施され、区画中央が高く北側は国道の側溝が整備されている。その他調査結果から北側流域は区画長辺方向2分の1が側溝に流入するとしている。

一方、南側流域の敷地造成は2分の1程度、水路は未整備で雨水は滞留後地下に浸透している。防衛施設内に排水路が整備され、下流の2級河川江川に放流している。

1.3kmの路線に亘り地質調査業務は平成15年度に委託して実施され、当該道路路床支持力の大小を判定し、試験を行っている。

事前調査として、現地の試掘による確認、中部電力の埋設管、NTT埋設施設、上水道管など関係者の立会いの下、確認が行われている。

以上、必要にして十分な調査が適切に行われていると判断する。

(3) 設計

計画基準雨量として降雨確率年10年降雨を採用し、降雨強度は三重県技術基準により最大計画雨水流出量を算出している。計算の結果、流量は計画排水

量を上回る排水能力を確保しており、今回工事の最大の狙いを満足する設計が行われていると言える。

当工事における重要課題である長距離に亘る深度の大きい排水側溝を如何に経済的に効果的なものにできるかという観点から、自由勾配側溝を選定しており、適切な判断であると思われる。ボックスカルバートはその計算書により、標準的な設計条件の下に断面の計算が行われ、コンクリート断面の決定と単位長当りの鉄筋量が算出されていて、全ての部位の応力度が許容応力度内に納まっており適切な設計と判断する。

路床及び舗装の設計は三重県の技術指針などに準拠して行われていた。

全体の施工手順からまず、片側の自由勾配側溝を1.4kmに亘って工事を進め、引き続き道路の半対面の施工を実施、これらの完成を待って、道路の一方から順次、路床までの掘削材料の撒きだしと転圧を繰り返し、路面舗装に至る施工を進めることとしている。

(4) 積算

土地改良工事積算基準に準拠して実施され、県設計単価表に基づく単価を用いている。数量積算は農林課で設計図に基づき算出している。

(5) 入札・契約

希望型指名競争入札が行われ、21社の応募を得て、予定価格以下の有効札を降順に並べ、上から3分の2の個数の札の平均値を求め、その値に90%を乗じた値と予定価格に85%を乗じた値の小さい方を失格ラインとする公平かつ競争性の高い入札が行われている。

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工事工程表、現場代理人選任届、監理技術者選任届、主任技術者選任届、その資格者証など）は完備されており、その内容は適正であった。また、監督員選任通知は契約と同時に書面で行われていることを確認した。

- 5 工事着手後作成の書類に関する所見

(1) 施工計画書

三重県公共工事共通仕様書に基づく施工計画書が提出され、監督員を通じて受理されている。施工計画書は工事概要から建設廃棄物処理工まで、工事遂行に関わる計画が要領よくまとめられている。三重県の許可を取得している産業廃棄物の収集運搬、中間処理業者と契約されていること、処理場の所在地・運搬経路が計画書に明示され、重機オペレータの教育、積載量の管理、マニフェストによる適正処分の管理などを謳っている。

安全教育計画の中で、毎月1回適切なテーマを掲げ予定を定めている。実施状況とその効果について確認されたい。

(2) 工程管理

契約時に提出された工程表のほか、月次進捗を管理する目的で「工事履行状況報告書」の提出を求め、監督員を通じて係長・課長の押印がある。総合工程表の出来高グラフは着工から2ヶ月間殆ど工事がストップしていたことを示している。道路に面している営業中のホテルからの要望によるものである。

中部電力埋設管の位置と深度について監督員立会いの下、試掘確認が行われていたが、黒板に調査日付を記入されたい。

(3) 建設副産物の管理

(財)日本建設情報総合センターから大仲建設宛「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」が発行され、提出されていた。

- 6 工事現場の現況に関する所見

現地は1.4kmの延長に亘る現場である。しかし、稼働している部分に「進入禁止」のたて看板が無ければ一般の車も通る道路である。その西端部近くに現場事務所としてユニットハウスが設置されていた。

事務所の前には型枠用合板を2本の浅木に打ち付けた掲示板を2箇所設け、必要な掲示が行われていた。そこには、建設業の許可証・施工体系図・労災成立票・建退共加入業者であることの表示のほか、有資格者一覧表と指名された地山掘削、玉掛け技能者の氏名及びその職務についての記述などと緊急連絡先である。それぞれポリ袋を被せ、雨に濡れないよう配慮しているが、長期に亘るため、日常の整備に配慮が必要である。

事務所の内部は4畳余の畳が敷かれ、石油ストーブ、灰皿、小型冷蔵庫のほか図面・図書などがブラケースに詰め込まれ、事務用机などの配置は無い。ここに消火器の配置が無かったので、整えておくよう指導されたい。

事務所の周辺には利用できる手洗い・トイレなどはなく、100m余り離れたところに移動式ユニットを1基設置していたが、少なくともその配置を掲示板に掲示されたい。厳しい寒気中での作業者の利用するトイレの配置については予算の中に盛り、環境に対する配慮とともに、衛生面の指導が望まれる。

調査当日の作業員は3名、事務所から東方約1km先で、据付の終わった自由勾配側溝両側の埋め戻しと転圧を行っていた。いずれの側もほぼ垂直に伐られた地山は安定しており、道路側はタンパーなど締め固めの可能な広さが確保されていたが、民地側はその舗装修復を最小限とするため150mmから200mmの幅で、深さ1mの埋め戻し転圧である。木の栈などを用いて付き固める訳であるが、後に舗装工事で掘削する道路側と異なり、この時点で十分な転圧が必要と思われる。

既に据付の終わったコンクリート2次製品の内、私有地への大型車乗り入れ

箇所ではタイヤが擦った跡や、天端角の傷が散見された。道路側に砕石の仮スロープを設け乳剤で固めているものの、必要に応じ、ゴムマットなどによる養生が望まれる。

道路舗装の済んだ部分は排水溝の上蓋が路面とフラットに整備され、歩行に供され、見違えるような道路に変身しており、市民に期待された事業であると納得できる。

危険予知黒板には当日の作業内容の下に、危険のポイントを3点掲げ、その危険を避けるためにこうするという内容をきちんと記述し、リーダーが安全指導を実施していた。

どうか最後まで無災害で、市民に喜ばれる道路を築き上げられんことを祈るものである。

その他の事項

3月市議会定例会で審議された案件は、次のとおりである。

議決事件目録

番号	件名	議決の状況
議案 33	平成18年度伊勢市一般会計予算	3月30日 原案可決
議案 34	平成18年度伊勢市国民健康保険特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 35	平成18年度伊勢市老人保健医療特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 36	平成18年度伊勢市介護保険特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 37	平成18年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 38	平成18年度伊勢市福祉資金貸付事業特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 39	平成18年度伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 40	平成18年度伊勢市農業集落排水事業特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 41	平成18年度伊勢市離宮の湯特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 42	平成18年度伊勢市土地取得特別会計予算	3月30日 原案可決
議案 43	平成18年度伊勢市病院事業会計予算	3月30日 原案可決
議案 44	平成18年度伊勢市水道事業会計予算	3月30日 原案可決
議案 45	平成18年度伊勢市下水道事業会計予算	3月30日 原案可決
議案 46	平成18年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算	3月30日 原案可決
議案 47	平成17年度伊勢市一般会計補正予算(第1号)	3月30日 原案可決
議案 48	平成17年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	3月30日 原案可決
議案 49	平成17年度伊勢市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	3月30日 原案可決
議案 50	平成17年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第1号)	3月30日 原案可決
議案	平成17年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	3月30日

51		原案可決
議案 52	平成 17 年度伊勢市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 53	平成 17 年度伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 54	平成 17 年度伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 55	平成 17 年度伊勢市離宮の湯特別会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 56	平成 17 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 57	平成 17 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 58	平成 17 年度伊勢市水道事業会計補正予算（第 1 号）	3 月 30 日 原案可決
議案 59	平成 17 年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	3 月 25 日 原案可決
議案 60	平成 17 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算(第 1 号)	3 月 30 日 原案可決
議案 61	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 62	伊勢市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について	3 月 30 日 原案可決
議案 63	伊勢市職員給与条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 64	伊勢市手数料徴収条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 65	伊勢市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の制定について	3 月 30 日 原案可決
議案 66	伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 67	伊勢市国民健康保険条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 68	伊勢市介護保険条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決
議案 69	伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について	3 月 30 日 原案可決
議案 70	伊勢市国民保護協議会条例の制定について	3 月 30 日 原案可決
議案 71	伊勢市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	3 月 30 日 原案可決
議案 72	伊勢市消防団条例の一部改正について	3 月 30 日 原案可決

議案 73	伊勢市福祉健康センター条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 74	伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 75	伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 76	伊勢市神社海の駅条例の制定について	3月30日 原案可決
議案 77	伊勢市児童館条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 78	伊勢市放課後児童健全育成施設条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 79	伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 80	伊勢市心身障害者授産施設条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 81	伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 82	伊勢市中村会館条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 83	伊勢市朝熊ふれあい会館条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 84	伊勢市平家の里利用施設条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 85	伊勢市二見健康管理増進センター条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 86	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 87	寶日館条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 88	サンライフ伊勢条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 89	伊勢市立公民館条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 90	伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 91	伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の全部改正について	3月30日 原案可決
議案 92	伊勢河崎商人館条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 93	伊勢市農村環境改善センター条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案	伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部改正について	3月30日

94		原案可決
議案 95	伊勢市体育施設条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 96	三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について	3月30日 原案可決
議案 97	三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について	3月30日 原案可決
議案 98	人権擁護委員の推薦につき意見を聞くことについて	3月30日 原案可決
議案 99	人権擁護委員の推薦につき意見を聞くことについて	3月30日 原案可決
議案 100	平成17年度伊勢市一般会計予算(第2号)	3月30日 原案可決
議案 101	伊勢市国民健康保険条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 102	伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3月30日 原案可決
議案 103	町の区域の変更について	3月30日 原案可決
請願 1	国民健康保険料・介護保険料の値上げ中止を要望する請願	3月30日 不採択
陳情 1	「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情	3月30日 市議会報告
陳情 2	国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情書	3月30日 市議会報告
陳情 3	市町村管理栄養士設置に関する陳情書	3月30日 市議会報告
発議 1	道路整備の促進及び道路特定財源確保を求める意見書の提出について	3月30日 原案可決
発議 2	市長の専決処分事項の指定について	3月30日 原案可決
報告 2	専決処分事項の報告について	3月30日 承認
報告 3	専決処分事項の報告について	3月30日 承認
報告 4	専決処分事項の報告について	3月30日 承認
報告 5	専決処分事項の報告について	3月30日 承認
報告 6	伊勢市土地開発公社の平成18年度の事業計画について	3月30日 承認
報告 7	伊勢市土地開発公社の平成17年度の事業計画の変更について	3月30日 承認